

青森県報

第九百三号

令和七年
四月十八日
(金曜日)

目次

告 示

○狩猟免許試験の施行……………	(自然保護課)……………	一
○適性試験及び講習の実施……………	(同)……………	三
○道路の供用の開始……………	(道路課)……………	四
○証紙売りさばきの廃止……………	(会計管理課)……………	四
○証紙売りさばき人の指定……………	(同)……………	四
○漁船保険付保義務の発生……………	西北農林 水産事務所 鰺ヶ沢 水産事務所……………	五
○右 同……………	下北農林 水産事務所 むつ 水産事務所……………	五
○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(会計管理課)……………	五
○令和七年四月二日定例公安委員会中……………	(警察本部 交通安全課)……………	六

告

示

青森県告示第二百七十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

号)第四十一条の規定により次のとおり令和七年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
令和七年 六月二十八日	青森市大字荒川字藤戸一八九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
令和七年 七月二十六日	八戸市卸センター一丁目一二の一〇 八戸市総合卸センターコネクトルームほか	
令和七年 九月十三日	弘前市大字賀田一の一八の三 弘前市中央公民館岩木館大ホールほか	
令和七年 十二月十四日	青森市大字荒川字藤戸一八九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
適性試験	網猟免許 許可第一種銃 許可第二種銃 網猟免許 許可第一種銃 許可第二種銃	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時 から午前 十時二十 分まで
知識試験	網猟免許 許可第一種銃 許可第二種銃 網猟免許 許可第一種銃 許可第二種銃	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣の保護及び管理に関する知識 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前九時 から午前 十時二十 分まで
技能試験	網猟免許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟	午後一時

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあっては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は

わな猟免許		第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
具の使用の是非を判別すること。 網、わなの猟具のうち一つを架設すること。 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。		1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
十分から午後三時まで			

著しく低い者

- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

- 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、令和七年六月二十八日に受験するものにあつては、同年五月十三日から同年六月十三日までに、同年七月二十六日に受験するものにあつては、同年六月十一日から同年七月十一日までに、同年九月十三日に受験するものにあつては、同年七月二十九日から同年八月二十九日までに、同年十月十四日に受験するものにあつては、同年十月二十八日から同年十一月二十八日までに、狩猟免許申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円

(二) その他の者（初心者） 五千二百円

- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（百十円）を貼付したもの） 一通

- 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

- 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境エネルギー部自然保護

課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百七十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり令和七年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管農林水産事務	期 日	場 所	備 考
自然保護課	令和七年八月三十日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青農林水産事務所	令和七年七月二十三日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南農林水産事務所	令和七年七月十六日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
三農農林水産事務所	令和七年七月二十八日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	令和七年七月二十九日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
西北農林水産事務所	令和七年七月十八日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北農林水産事務所	令和七年七月九日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北農林水産事務所	令和七年七月十七日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
適性試験	3 2 1 聴視能力 運動能力	午前九時五十分から 午前十一時まで	午前九時二十 分から午前九 時四十分まで
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に 2 鳥獣の判別 3 鳥獣の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前十一時から午後三時まで（ただし、正午から午後一時までは休憩）	

三 適性試験及び講習の対象者

令和七年四月十六日から令和八年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。）。

ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかつている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千九百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

5 更新しようとする狩猟免許

6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面

(一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業者の氏名

(二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日

(三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境エネルギー部自然保護課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年五月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢三九から三戸郡新郷村大字戸来字館神二一の一まで	令和七・四・一八

青森県告示第二百八十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和七年三月十九日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

青森市新田二丁目一の一三

神戸 保

二 売りさばき場所

青森市新田二丁目一の一三

青森県告示第二百八十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

青森市新田二丁目一の一三

神戸 記美江

二 売りさばき場所

青森市新田二丁目一の一三

三 指定年月日

令和七年四月九日

青森県告示第二百八十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇五 橋本 章司	小泊
北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二三の二五 鈴木 直也	
北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二三の二五 鈴木 舞子	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前三五 工藤 益雄	下前
北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の一 柏崎 智好	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前二一五 赤石 勇樹	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の三 山本 隆幸	風合瀬
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八九の四 山本 忠則	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四四の三 山本 恵一	

青森県告示第二百八十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北群東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優	野牛
下北群東通村大字野牛字稲荷崎平三〇の二六 圓子 豊	
下北群東通村大字野牛字入口三 伊柳 晴美	
上北郡横浜町字館ノ後五七の六 杉山 亘	横浜
上北郡横浜町字百目木一九の二 青木 大稔	
上北郡横浜町字夷ヶ沢平九の七 森川 末勝	

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和七年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

正誤

警察本部交通企画課

令和七年四月二 第八九六号			発行年月日
公安委員会 告示			区 分
第四四号			番 号
七	五	四	ページ
下	下	下	段
一二	三	一二	行
泉澤 美智子	柳田 昌子	櫛引 富久彦	誤
泉澤 美千子	柳田 晶子	櫛引 富久彦	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭